

業務速報

N O . 5 5 6

2 0 0 6 . 3 . 9

J R 東海労働組合

発行 伊藤 明男

編集 斉藤 厚志

会社は、社員の社宅入居希望を尊重せよ！ 「当面の社宅等の再配置について」説明を受ける

本部は、3月9日業務委員会を開催して「当面の社宅等の再配置について」の説明を受けました。この間、社宅については全社的に集約、新設、統合など再配置の検討が進められてきました。本部は、その都度問題点の解明、本人希望の尊重など組合員の生活設計に支障をきたすことがないように主張してきました。すでに名古屋地区、静岡地区については実施されてきましたが、今回は、大阪地区（新規取得）、東京、豊橋、飯田、三重、美濃太田地区（新設及び建替え）についての具体的な再配置の内容（詳しくは別紙会社資料参照）が明らかにされました。

会社は社宅等の再配置を、①老朽化、経年劣化の改善、②社員の居住環境改善、③点在・借上など社宅運用上の非効率性改善などを理由にしています。本部は、再配置に伴う建替え、移転、居住希望などの十分本人の生活設計・希望が尊重されることを主張してきました。

今後、関係する組合員・社員にそれぞれ説明会（東京、大阪、豊橋地区）や書面による通知・説明（飯田、三重、美濃太田地区）が行われますが、疑問点、問題点、希望などについては、人事部厚生課が責任をもって対応することを確認しました。本部は、組合員の希望を実現していくために今後も協議をしていきますので、要望などをあげてください。

主なやりとり

社宅等の再配置の目的は何か？

組合：社宅等の再配置を実施する理由をあらためて明らかにすること。

会社：この間も明らかにしてきたが、老朽・経年劣化の改善、社員の居住環境改善、社宅の効率的運用のためである。特に点在する社宅や借上社宅など非効率的な社宅運用を改善することが目的である。

組合：新規取得、新設、建替えする家族用社宅の戸数は、現行社宅からの移転対象者数を満たす戸数は準備されているのか。また、説明資料では「約」何戸という予定数になっているのはなぜか。

会社：会社が考えている旧社宅などからの移転対象世帯数は確保している。受け皿がないような事態は発生しない。「約」という表現になっているのは、建築するにあたって、市区町村などとの行政協議によって変動することが考えられるからである。会社とすれば説明した戸数を確保したいということである。

新社宅の間取り、広さ、料金は？

組合：新規取得、新設、建替える家族用社宅の間取り・広さはどのようなものを考えているのか明らかにすること。新社宅の料金設定の考え方を明らかにすること。

会社：名古屋、静岡の新規社宅と同程度のものと考えている。３LDKで７５平米位の間取り、広さを基本に考えている。建築条件などにより一部３DKなども含まれる。社宅使用料についても新規、新設、建替え社宅とも新料金の設定となる。名古屋、静岡と同程度と考えてもらえばよい。

組合：駐車場は確保されているのか。

会社：運用方はそれぞれ検討となるが、敷地内に確保することで考えている。

再配置に伴い他へ移転しても移転費用は会社負担か？

組合：移転費用について従来通り会社が負担すると説明されているが、この際持ち家やマンションを購入しようと考えた場合に移転費用は会社負担となるのか。

会社：今回の再配置に伴って移転が余儀なくされる場合については、他へ移転した場合であっても会社が負担することとなる。

本人の希望を尊重すること！

組合：移転対象者が、会社の指定した社宅以外への移転を希望した場合（名古屋在勤者で刈谷社宅在住者が牧野フラットを希望した場合など）はどのように考えているのか。

会社：基本的に会社が指定した移転先へ移転していただくことを前提に考えている。必要戸数を用意して空いてしまうのは効率的ではない。個人的な事情など特別な事情がある場合などについては個別的な議論となる。

組合：説明会などの責任者・担当、要望、疑問点などの対応はどこが行うのか。各職場の事務・総務でよいのか。

会社：人事部厚生課が責任を持って行う。職場の事務・総務ではなく直接厚生課が担当する。連絡先などについても関係社員には明らかにし、わかるようにしておく考えである。

組合：以前説明された、東京地区の新規取得社宅の状況はどのようになっているのか。

会社：まだ検討中であり成案を得ていない。引き続き検討していくこととなる。従って竹の塚フラットからの移転も津田沼建替え社宅へとした。

組合：再配置にあたっては十分組合員の意見を聞き尊重すること。

再配置等の説明後会社から以下の点について説明される

大阪地区、生駒フラットは賃貸契約をしている社宅であるが、所有主から大規模修繕を１月から実施する旨の連絡が入り現在実施されている。そのことについて居住者へ説明がされているが、今回新たな連絡が所有主からあったので組合にも連絡をしておく。埋設配管の劣化取り替え工事で、環境基準を超える有害物質（テトロクロエチレン、鉛など）が検出された。直接人体に影響はないが土壌を入れ替えるとの連絡が入ったのでお知らせしておく。居住者へは３月１４～１５日に直接施工業者が説明会を行う。

社宅等のついで、質問、要望などがありましたら本部まで問い合わせてください。申し入れなどを行い組合員の皆さんの要求を解決していくために奮闘していきます。

以上